

第 2 3 8 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 3 号

令和 6 年 3 月 5 日 かすみがうら市農業委員会告示第 3 号をもって、令和 6 年 3 月 1 1 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 2 3 8 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 6 年 3 月 1 1 日（月）午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	3 番 鈴木 良道	4 番 宮本 教夫
5 番 塚本 勝男	6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	9 番 井坂 孝雄
1 0 番 高田 健司	1 1 番 谷中 昌	1 2 番 廣原 孝	1 3 番 栗山 千勝
1 4 番 塚本 茂	1 5 番 中山 峰雄		

4. 欠席委員

8 番 久松 弘叔

5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健 事務局長補佐 関川 信政 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

1 3 番 栗山 千勝 1 4 番 塚本 茂

7. 議事日程

① 諸般の報告について

② 議事録署名委員について

③ 日程の決定について

④ 報告案件について

報告第 8 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利移動届について

報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第 1 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第 1 4 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明願の交付決定について

議案第 1 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 1 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 1 8 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について

議案第 1 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 0 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 3 時 3 0 分閉会

議 長	<p>委員の皆様。</p> <p>本日、3月11日は、東日本大震災の発生日となり、今年で13年目を迎えました。</p> <p>かすみがうら市農業委員会は、東日本大震災により、亡くなられた方々の ご冥福をお祈り申し上げますと、ともに、そのご家族や被災された方々に、心よりお悔やみと、お見舞いを申し上げます。</p> <p>被災時間は午後2時46分ですが、総会の開催前に1分間の黙とうを捧げたいと思います。</p> <p>大変、恐縮ですが、ご起立をお願いします。</p> <p>「黙とう。」 ～1分経過～</p> <p>ご協力ありがとうございました。着座願います。</p> <p>それでは、農業委員会 総会 を開催します。</p>
事務局長	<p>起立 礼 着席願います</p> <p>只今から、令和6年 第238回 かすみがうら市農業委員会 総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、8番 久松 弘叔 委員、から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは、会議規則第5条により議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>会長あいさつ</p>
議 長	<p>はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を行う。</p>
議 長	<p>次に 議事録 署名委員の指名 及び 書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、13番 栗山 千勝 委員、14番 塚本 茂 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の 長田主任を指名いたします。</p>

議 長	次に 日程の決定について、お諮(はか)りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	・・・異議なしの声・・・
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までと いたします。
議 長	次に報告第8号から第10号の報告案件ですが、委員の皆様にはすでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
議 長	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議 長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに、議案第14号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について、上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 井坂 孝雄	3月4日、午前9時から霞ヶ浦庁舎において、飯田委員と高田委員と私、井坂の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号1番の農地は、●●●●●● から、約450m西に位置する田1筆になります。 現況は、きれいに管理 されていきました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 水稻を作付けする計画です。

議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ★（次に番号2番の審議、質問）同様に諮る。 ★（次に番号3番の審議、質問）同様に諮る。 ★（次に番号4番の審議、質問）同様に諮る。 ★（次に番号5番の審議、質問）同様に諮る。 ★（次に番号6番の審議、質問）同様に諮る。
議 長	<p>議案第14号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可については、原案のとおり許可することに 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第15号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については、事前調査を実施しております。 —事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
7番 飯田 敬市	<p>それでは説明いたします。 番号1番の農地は、●●●●●● から約130m東に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。</p>

	<p>申請人は、関東信越国税局で行う公売に参加し、経営規模を拡大するため今回の申請に至りました。切花 を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番の農地は、宍倉地内の●●●●●●●● から約800m西に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、雑草繁茂の状態となっております。</p> <p>申請人は、水戸地方裁判所土浦支部で行う競売に参加し、経営規模を拡大するため今回の申請に至りました。</p> <p>苗木を作付けする計画です。</p> <p>以上、証明にあたり要件は満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について 原案のとおり 決定することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり決定いたします。</p>

議 長	<p>議案第15号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定については、原案のとおり交付することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
7番 飯田 敬市	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。 申請地は、牛渡地内の●●●●から、約50m南に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。なお、申請地にはすでに住宅敷地に基礎工事がされており先行工事が着工していることから、始末書が添付されております。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
6番 安田 治	<p>図面を見ると道路に面してはいないのではないかと。</p>
事務局	<p>敷地内の中にある土地です。申請地の周りには既に住宅が建っており申請者は、敷地内はすべて宅地の認識であったが、詳しく調べたところ畑であったため、慌てて申請をしました。</p>

7番 飯田 敬市	現地を調査しましたが、周りに倉庫があって一番空いている土地に建てようと思ったが、調べた結果、農地だったという指摘があって、慌てて始末書を出して申請した結果です。
6番 安田 治	建築基準法には、問題はないのですか。
事務局	都市計画区域外で、都市整備課に届け出が無い、接道条件もない場になります。
6番 安田 治	わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議長	議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり、許可することに 決定いたしました。
議長	次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 —事務局朗読—
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10番 高田 健司	それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●● から約200m 南西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による農地への影響はないと判断しました。
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号2番から3番になります。こちらについては、隣接した申請地のため、一括で説明いたします。図面番号3番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●● から約300m北東に位置する畑4筆になります。

こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による農地への影響はないと判断しました。
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号4から5番になります。こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたします。

図面番号4番、5番も併せてご覧ください。

申請地は、安食地内の●●●●●●●● から約300m南西に位置する畑1筆と、約700m南西に位置する畑2筆になります。

こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による農地への影響はないと判断しました。
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号6番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●● から約300m北東に位置する畑1筆になります。

こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による農地への影響はないと判断しました。
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号7番になります。図面番号7番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●● から約250m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、第1種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。

	<p>また、申請地は第1種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号8番になります。図面番号8番も併せてご覧ください。申請地は、安食地内の●●●●● から約300m 北西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
6番 安田 治	図面を見ると進入路が不明なので説明してください。
事務局	申請書を見ると進入路は道路に接しています。
6番 安田 治	道路に接していることで理解しました。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議 長	次に、番号2番、番号3番は、渡人が、同一人であり、申請地が、隣接地番、申請事由が同一であるため、一括審議をいたします。 番号2番・番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

3番 鈴木 良道	会社は同一敷地内に、2つあることでよろしいですか。
事務局	はい。系列の会社です、敷地は同じですが、会社名、代表者名は別であります。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番、番号3番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番、番号3番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	番号4番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり 許可することに 決定いたします。
議 長	★（次に番号5番の審議、質問）同様に諮る。
	★（次に番号6番の審議、質問）同様に諮る。
	★（次に番号7番の審議、質問）同様に諮る。
議 長	★（次に番号8番の審議、質問）同様に諮る。
議 長	議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに 決定いたしました。
議 長	次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、上程いたします。

議 長	<p>最初に、6番 安田 治 委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律 第31条及び かすみがうら市 農業委員会 会議規則 第13条の規定により、退席願います。</p> <p>(6番 安田 治委員 退席)</p>
議 長	事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお 当案件については、事前調査を実施しております。</p> <p>－事務局朗読－</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
10番 高田 健司	<p>それでは説明します。図面番号9番も併せてご覧ください。</p> <p>番号1番は、令和5年6月29日付けで、農地埋め立てに伴う5条の一時転用許可がされた土地です。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●● から約400m南西に位置する田1筆、畑9筆になります。</p> <p>こちらは今回、他法令に準ずる建設残土の確保が出来ず、当初予定していた期間内に造成完了が遅延したため、事業計画変更申請に至りました。詳細については事務局から説明があったとおり、事業計画における工期が、今回の変更内容になります。</p> <p>事業計画の変更による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
13番 栗山 千勝	残土は何処から運ぶのですか。
議 長	暫時休憩します。

議 長	それでは、議事を再開します。
事務局	土の発生個所は4件ございまして、牛久市牛久町、つくば市みどりの、龍ヶ崎向陽台、つくば市東光台です。
13 番 栗山 千勝	かすみがうら市では、他市町村から残土を持ってきた場合に制約はないのですか。
事務局	県の廃棄物対策課で搬入することが決まった段階で現場を確認し、ほかの場所からの土が流入しないよう、厳格に確認しています。
13 番 栗山 千勝	地権者の同意書は貰っているのですか。
事務局	はい、ございます。
13 番 栗山 千勝	土質の分析データはあるのですか。
議 長	暫時休憩します。
議 長	それでは、議事を再開します。
事務局	はい、ございます。 今回は、工期の変更のみです、事業内容については許可を得ている案件です。
13 番 栗山 千勝	言ってもわからないのでいいです。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について 原案のとおり 承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、番号1番は原案のとおり 承認することに 決定いたします。

議 長	<p>議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり承認することに 決定いたしました。</p> <p>6番 安田 治委員の入室をお願いします。</p> <p>(6番 安田 治委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第19号 農業経営 基盤強化 促進法第18条 第1項の規定による 農用地 利用集積計画の決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>—事務局説明—</p>
事務局	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第19号 について 原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による農用地 利用集積計画の 決定については、原案のとおり 決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による農用地 利用配分計画案の 意見の 決定について 上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>—事務局説明—</p>
議 長	<p>事務局説明が 終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p>

	<p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第20号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する 法律 第19条第3項の規定による 農用地 利用配分計画案の 意見の 決定については、原案のとおり 決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>
13番 栗山 千勝	<p>前回の総会において、無断転用については、始末書でいいと答弁が あったのですが、間違いないですね。</p>
事務局長	<p>栗山委員から総会にて発言や質問があった違反転用の扱いに際し、 私の方で対応をお応えいたします。 その後の 質疑応答については、農業委員の皆様においてもお応え 願いたいと思います。 最初に、栗山委員のご質問は柏崎の畑隣接地が違反農地転用の疑い について、お応えいたします。</p>
13番 栗山 千勝	<p>そんなこと聞いてないよ。</p>
事務局長	<p>無断転用があった場合は、直ちに現地確認等の情報を共有し、土地 所有者に対して繰返し、違反転用の状態を是正する措置を口頭で説明 して、対応しない場合は担当地域の農業委員並びに会長・代理が、 伝え、それでも対処しない場合は文書で通知いたします。</p>
13番 栗山 千勝	<p>聞いていることと、答えていることが、まるっきり、違うのでは ないか。議長、もういいです、結構です。</p>
3番 鈴木 良道	<p>議長、栗山委員さんが、そう考えなので終わってください。 新しい、委員に伝えてください。</p>

13番 栗山 千勝	<p>無断転用は始末書を添付して申請すればいい、いいですよねっと。 議長に聞いています。議長が判断してください。 議事録に残っているのだから、議事録に記載がありますよね。</p>
議長	<p>その他の執行で、議案審議の案件でないので残さないです。</p>
13番 栗山 千勝	<p>残すことは大切ですよ、議長。 農地の権限は農地にだけであって、雑種地には、権限がないのですよ。わからないのなら結構です。</p>
議長	<p>これで終わります。</p>
議長	<p>他に 事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>説明する。</p>
議長	<p>会長あいさつ</p>
事務局長	<p>それでは、以上を持ちまして、第238回 かすみがうら市農業委員会 総会を閉会いたします。慎重審議 大変ご苦労様でした。 ・・・起立 礼・・・ お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____